

【協議事項】

1. 地域公共交通確保維持事業に係る計画の変更について

令和3年度第3回八代市地域公共交通会議（令和4年1月24日開催）にてご同意いただいた、乗合タクシー高田線の見直しについて、国（九州運輸局）に認可されました。

見直し内容 ・運行形態（路線定期運行（定期便）から区域運行（予約便）へ変更）
・乗降場所（流藻川団地公園及び本野町公民館にそれぞれ1箇所新設）

P5～6 前回会議資料参照

新たに運行を開始する区域運行（予約便）の運行内容が確定したことにより、地域内公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）の対象路線となることから、地域公共交通計画の変更をしたいと存じます。

つきましては、別紙のとおり国土交通省九州運輸局へ変更の届出を行うため、内容をご確認のうえ、同意いただくものです。

○資料 国への提出資料一式（変更届出書、別紙） P1～6

陸上交通様式第3（日本工業規格A列4番）

別紙

八公交第 号
令和4年 月 日

令和4年 月 日

（名称）八代市地域公共交通会議

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 八代市地域公共交通会議
住 所 熊本県八代市松江城町1－25
会長 福島 誠治

地域公共交通計画変更届出書

令和3年9月24日付け国総地第34号で国土交通大臣より認定された地域公共交通計画を以下のとおり変更するので、関係書類を添えて届出します。

- 変更日
令和4年4月1日
- 変更箇所
別紙計画 1、2（1）、2（2）、18、19、表1
- 変更理由
 - 申請番号3・4 平和町線の停留所新設に伴うルート変更により系統キロ程が0.8km延伸するため
 - 申請番号7 高田線の区域運行を新規に開始するため

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

八代市を取り巻く交通の状況は、国道3号、九州縦貫自動車道、南九州西回り自動車道が南北に走り、九州新幹線、JR鹿児島本線、肥薩おれんじ鉄道の各駅、さらには国際旅客船拠点整備港湾に指定された八代港を有するなど南九州における交通の要衝となっている。

市域を運行するバス路線は、市内の主要施設を結ぶ路線、本市と他市町を結ぶ路線、市街地を循環する路線があり、それらと中山間地等で運行している乗合タクシーが鉄道駅や各地域の主要バス停などを交通結節点としてネットワークを形成している。

このことにより、市街地内はもちろん、中山間地等からでも市街地に立地する病院、大型ショッピングセンター及び学校等への移動が可能となっており、市民の日常生活に必要不可欠なものとして機能している。

しかしながら、人口減少や自家用車の普及により、本市の公共交通機関の利用者は減少を続け、収支悪化による財政負担の増加など様々な問題が発生した。

また、地域によっては、サービス水準に対して利用者が顕著に少ない路線、複数の路線が重複し運行頻度が過剰になっている区間または人口集積地であるにも関わらず交通手段が確保されていない区間等が存在し、住民に不便を強いている状況にあった。

このような状況を打開すべく、平成29年7月に「八代市地域公共交通再編実施計画」の国土交通大臣の認定を受け、公共交通網の再編を行った。

申請する7系統は、再編の中で平成29年10月から、路線バス4系統（東町線、産島線、平和町線、大門瀬線の一部）の廃止に伴い乗合タクシーへ移行した系統、地方運輸局長等が指定する交通不便地域を含めた町内全域を運行区域とする系統及び利用状況等を勘案し路線定期運行から区域運行へと運行形態を変更した系統である。

今後も継続して利用促進に向けた取り組みを行うとともに、再編後のネットワークを維持し、利用者の利便性を維持する必要があること、交通不便地域の住民の移動ニーズに柔軟に対応しつつ、利便性を維持する必要があることから地域公共交通確保維持事業を活用し、当該7系統を存続させていくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（1）事業の目標

※本届出書に、変更する事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。
※「変更理由」は、具体的に記述すること。

八代市地域公共交通再編実施計画により路線バスから乗合タクシーへ移行した5系統は、系統毎の輸送人員の目標値とする。 令和2年10月より運行を開始した鏡町線及び令和4年4月1日より運行を開始する高田線については当面稼働率^(注1)を目標値とする。 <table><tr><th></th><th>(現況値)</th><th>(R4年度)</th><th>(R5年度)</th><th>(R6年度)</th></tr><tr><td>【東町線】</td><td>1,246人/年</td><td>1,246人/年</td><td>1,246人/年</td><td>1,246人/年</td></tr><tr><td>【産島線】</td><td>2,728人/年</td><td>2,728人/年</td><td>2,728人/年</td><td>2,728人/年</td></tr><tr><td>【平和町線】</td><td>5,555人/年</td><td>5,555人/年</td><td>5,555人/年</td><td>5,555人/年</td></tr><tr><td>【日奈久～坂本線】</td><td>2,837人/年</td><td>2,837人/年</td><td>2,837人/年</td><td>2,837人/年</td></tr><tr><td>【鏡町線】</td><td>20.5%</td><td>30%/年</td><td>40%/年</td><td>50%/年</td></tr><tr><td>【高田線】</td><td>－%</td><td>30%/年</td><td>40%/年</td><td>50%/年</td></tr></table> ※現況値は 令和元年10月～令和2年9月の実績値（平和町線は右廻り左廻りの合計） 鏡町線のみ 令和2年10月～令和3年3月の実績値 高田線は新規路線であるため現況値なし 令和4年度以降の輸送人員の目標値については、沿線の人口減少、コロナ禍による利用者の出控え及び事業実施主体の利用促進策が実施困難なものがあること等を踏まえ、現状維持を目標とする。 鏡町線及び高田線においては、3年後に稼働率を50%とすることを目標とする。 （注1）稼働率：設定されている便数に対する、予約があって実際に運行された便数の割合						(現況値)	(R4年度)	(R5年度)	(R6年度)	【東町線】	1,246人/年	1,246人/年	1,246人/年	1,246人/年	【産島線】	2,728人/年	2,728人/年	2,728人/年	2,728人/年	【平和町線】	5,555人/年	5,555人/年	5,555人/年	5,555人/年	【日奈久～坂本線】	2,837人/年	2,837人/年	2,837人/年	2,837人/年	【鏡町線】	20.5%	30%/年	40%/年	50%/年	【高田線】	－%	30%/年	40%/年	50%/年
	(現況値)	(R4年度)	(R5年度)	(R6年度)																																			
【東町線】	1,246人/年	1,246人/年	1,246人/年	1,246人/年																																			
【産島線】	2,728人/年	2,728人/年	2,728人/年	2,728人/年																																			
【平和町線】	5,555人/年	5,555人/年	5,555人/年	5,555人/年																																			
【日奈久～坂本線】	2,837人/年	2,837人/年	2,837人/年	2,837人/年																																			
【鏡町線】	20.5%	30%/年	40%/年	50%/年																																			
【高田線】	－%	30%/年	40%/年	50%/年																																			
（2）事業の効果																																							
2.（1）の7系統を維持することにより、集落の高齢者及び、小学校のスクールバス代わりに利用する児童等の日常生活に必要な移動手段が確保される。 また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながることが期待される。																																							
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体																																							
○利便性向上に向けた運行サービスの見直し ①運行ルートの見直し②運行便数・ダイヤの見直し③市民等からの意見収集（市、交通事業者、市民） ○情報提供の充実 ①公共交通マップ、総合時刻表の継続的な改訂②乗継情報の充実（市、交通事業者） ○利用促進 ①利用促進イベントの開催②モビリティ・マネジメントの実施③出前講座の実施（市、交通事業者） ※地域公共交通計画の該当箇所を抜粋した資料を添付																																							
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者																																							

「表1」を添付
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る路線について、その運行に係る費用総額のうち、八代市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
・毎月運行実績報告において利用者数・稼働率の集計 ・利用者アンケート ・収支状況及び公共交通の維持に係る公的負担額についての精査
7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
「表5」を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
（１）事業の目標
該当なし
（２）事業の効果
該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
（１）事業の目標
該当なし
（２）事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論

・平成21年5月12日（平成21年度第1回）協議会設立 ・令和2年1月17日（令和元年度第4回） 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について協議が調う ・令和2年7月1日（令和2年度第1回） 生活交通確保維持改善計画の認定申請について協議が調う ・令和2年9月11日（令和2年度第3回）文書協議 生活交通確保維持改善計画の変更について協議が調う ・令和3年5月20日（令和3年度第1回）文書協議 生活交通確保維持改善計画（地域公共交通計画）の認定申請及び鏡町線の見直しについて協議が調う ・令和4年1月24日（令和3年度第3回） 平和町線の見直し及び地域公共交通確保維持事業に係る計画の変更について協議が調う ・令和4年3月 日（令和3年度第4回） 地域公共交通確保維持事業に係る計画の変更について協議
19. 利用者等の意見の反映状況
・地域公共交通会議のメンバーとして八代市校長会、市民団体及び住民の代表者に参画いただき、広く意見を募っている。 ・市民を対象とした郵送によるアンケート調査を実施した。 ・八代市MM推進事業として、市内の高等学校、企業、市外からの転入者、バス路線から乗合タクシーへ移行する地区の周辺住民を対象とした調査を実施した。 その結果、東町線、産島線、平和町線、日奈久～坂本線に関する公共交通の存続や、病院や商店、鉄道駅との接続に関する意見等が多かったため、それらを反映した交通網を維持することとしている。 ・タクシー事業者が撤退した鏡町において、その代替となる交通手段の確保について要望があり、全世帯へのアンケート調査を実施し、その結果及び町内各地区の意見を反映した新規路線を導入した。 ・令和3年10月地域公共交通会議における協議を経て、地域公共交通計画を策定した。 ・平和町線の見直しに係る地域を対象として利用希望等のアンケート調査を実施した。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）

熊本県八代市松江城町1番25号

（所 属）

八代市総務企画部企画政策課

（氏 名）

西田 雄哉

（電 話）

0965-33-4104

（e-mail）

yuunly@city.yatsushiro.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R4年度

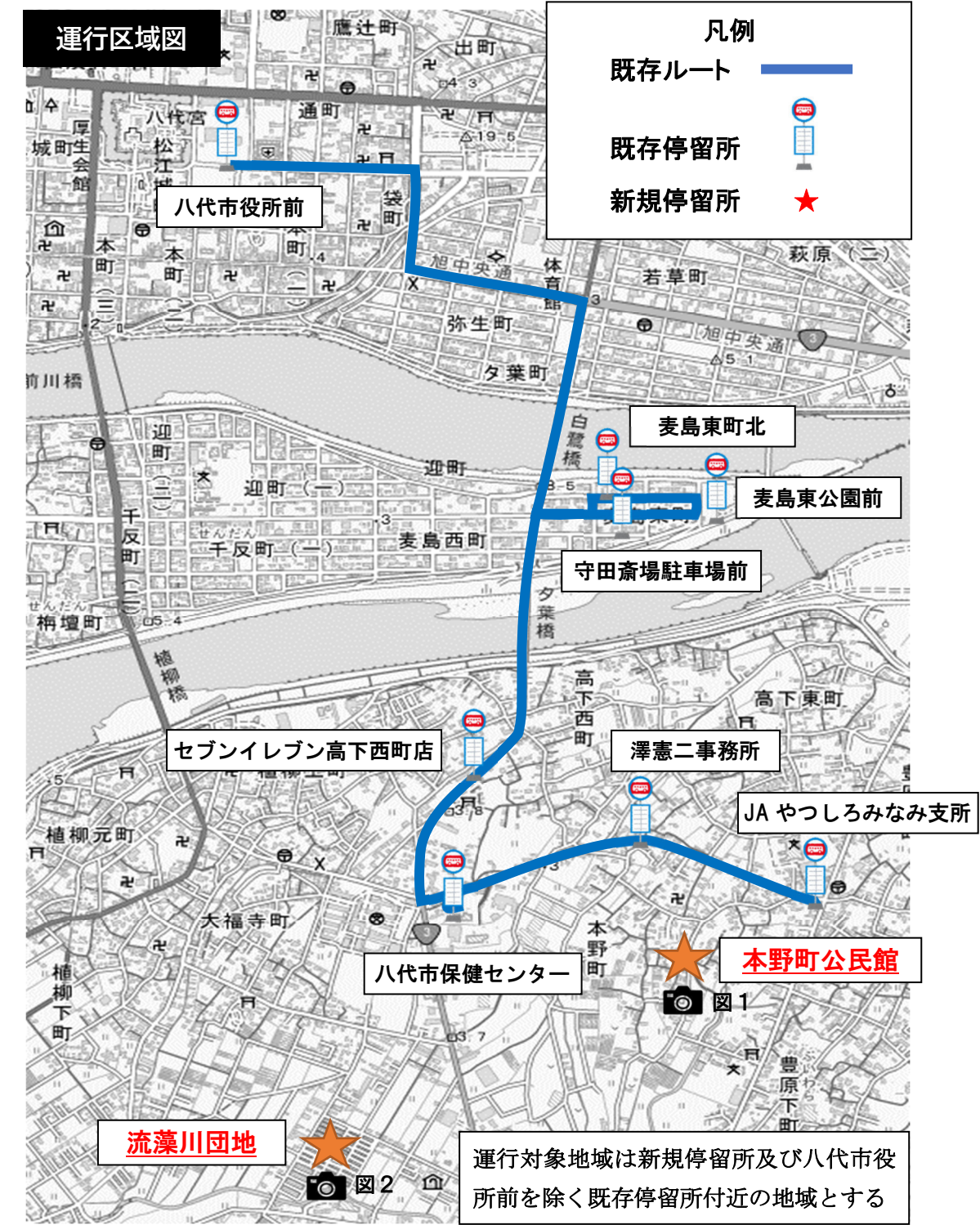
市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
八代市	(有)神園交通	(1) 東町線		東町地区 古麓地区			297日	861.0回		区域運行	①	八代駅で補助対象 地域間幹線系統田 浦線と接続	③
	(有)昭和タクシー	(2) 産島線		産島地区 大島地区 郡築地区			356日	1708.0回		区域運行	①	八代市役所前で補 助対象地域間幹線 系統田浦線と接続	③
	(有)西田交通 (有)親和タクシー	(3) 平和町線(右回り)	ゆめタ ウン八 代	弥次分校 前	ゆめタ ウン八 代	(循環) 22.3km	365日	1460.0回		路線定期運行	①	八代市役所前で補 助対象地域間幹線 系統田浦線と接続	③
	(有)西田交通 (有)親和タクシー	(4) 平和町線(左回り)	ゆめタ ウン八 代	南平和町	ゆめタ ウン八 代	(循環) 22.3km	365日	1460.0回		路線定期運行	①	八代市役所前で補 助対象地域間幹線 系統田浦線と接続	③
	(有)神園交通 (有)西田交通 (有)大和タクシー	(5) 日奈久～坂本線		日奈久地区 二見地区 坂本地区			365日	1825.0回		区域運行	②(2)	日奈久温泉駅で地 域間交通ネットワ ーク肥薩おれんじ鉄	③
	(株)八代タクシー (有)千丁タクシー	(6) 鏡町線		文政地区 鏡地区 有佐地区			188日	376.0回		区域運行	②(2)	有佐駅で地域間交 通ネットワークJR鹿 児島本線と接続	③
	(有)神園交通	(7) 高田線		高田地区 麦島地区			74日	147.0回		区域運行	①	八代市役所前で補 助対象地域間幹線 系統田浦線と接続	①

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

高田線の見直しについて

対象路線：高田線（JA やつしろみなみ支所⇄八代市役所前）	運行形態：路線定期運行（定期便）から区域運行（予約便）へ変更	変更予定日：令和4年4月1日～
事業者：(有)神園交通		
新設箇所：流藻川団地内公園及び本野町公民館にそれぞれ1箇所新設		
関係道路：主に市道（新設箇所においては施設敷地内にて乗降）	運行車両：主にセダン型タクシーとなる見込み	新設理由：R3年度地域要望への対応
備考：運行頻度、運賃及び既存停留所の変更はない 利用状況を勘案し定期便から予約便へ変更を行う		



【新規設置位置付近写真】



(参考)利用状況など

令和3年度（R2.10～R3.9）運行実績

運行便数(A)	輸送人員(B)	1便当り輸送人員(B/A)	空便数(D)※1	空便率(D/A)※2
972 便	330 人	0.34 人/便	723 便	74.38%

※1 空便数：利用者が全くいない便の数

※2 空便率：運行便数に対する、利用者が全くいない便の割合（空便数÷運行便数）

八代市公共交通計画において路線の見直し検討の目安と見直しの考え方を定めています。（以下計画の記載内容）

区 分	見直し検討の“目安”	見直しの考え方
定期運行便	高	×
	30% ▶	△
	10% ▶	○
空便率	低	○
	30% ▶	△
	10% ▶	×

○：サービス水準の引き上げを検討 △：現状を維持 ×：サービス水準の引き下げを検討

八代市高田・麦島東地域予約制乗合タクシー運行実施計画（案）

運行対象 地域	・高田地域の一部及び麦島東町とする <u>※高田地域に2箇所停留所を増設</u> <table><tr><td>地域名</td><td>運行区域（対象範囲）</td></tr><tr><td>高田地域</td><td>本野町の一部、高下西町の一部</td></tr><tr><td>麦島地域</td><td>麦島東町</td></tr></table>	地域名	運行区域（対象範囲）	高田地域	本野町の一部、高下西町の一部	麦島地域	麦島東町						
地域名	運行区域（対象範囲）												
高田地域	本野町の一部、高下西町の一部												
麦島地域	麦島東町												
運行方法	・ <u>予約による時間固定型</u> <u>※定期便から予約便に変更</u> ※予約のあった時のみ運行し、予約に応じて運行ルートを設定する。												
運 行 日 運 休 日 運行便数 運行時間	<u>※変更なし</u> ・ 運 行 日：平日のみ ・ 運 休 日：1月1日～3日、8月13日～15日、12月30日、12月31日 ・ 運行便数：1日4便（上り2便、下り2便） <table><tr><th colspan="3">運 行 時 間</th></tr><tr><td></td><td>上り（市役所方面行）</td><td>下り（高田方面行）</td></tr><tr><td>1便</td><td>8時30分発便</td><td>11時30分発便</td></tr><tr><td>2便</td><td>10時00分発便</td><td>13時30分発便</td></tr></table>	運 行 時 間				上り（市役所方面行）	下り（高田方面行）	1便	8時30分発便	11時30分発便	2便	10時00分発便	13時30分発便
運 行 時 間													
	上り（市役所方面行）	下り（高田方面行）											
1便	8時30分発便	11時30分発便											
2便	10時00分発便	13時30分発便											
利用料金	<u>※変更なし</u> ・ 運送の区間内：1回乗車160円 ・ 割引（1～5号は160円の半額、6号は無料） 1. 身体障害者手帳（1種）所持者又は療育手帳所持者及び同乗するその介助者 2. 身体障害者手帳（2種）所持者 3. 精神障害者保健福祉手帳所持者 4. 運転免許証返納者 5. 中学生未満の者（次号に該当するものを除く。） 6. 小学生未満の者（保護者同伴の者に限る。） 7. 定期券 ※ 一月分の計算方法：運賃×2×20日												
利用対象者	・ 制限なし <u>※変更なし</u>												
利用方法	<u>※定期便から予約便に変更</u> ・ 利用者は、事前に利用予約を行う（行きの予約時に帰りの予約も可能）。												

	・予約は、運行事業者の受付が電話にて受け付ける。 受付時間：前日午後７時までとする。
運行車両	<u>※変更なし</u> ・運行車両は、ジャンボ又はセダン型タクシーを使用。 ・ピーク時に定員を超える場合は、積み残しがないよう追加車両を配車する。 ・運行車両は運行事業受託者が保有する車両を使用する。
運行態様	<u>※路線定期運行から区域運行に変更</u> ・運行方法（許認可区分）：一般乗合旅客自動車運送事業「<u>区域運行</u>」（道路運送法第４条、道路運送法施行規則第３条の三） ・毎月、実績報告を基に、運行費と収益（利用料金）との差額を、市から運行事業者に補助する。
運行期間	・運行開始予定日：<u>令和４年４月１日（金）から</u>

■運送の区間

高田線	運送の区間	
	基軸ルート	運行区域 ⇄ 運行区域 運行区域 ⇄ 区域外乗降場所

■乗降場所一覧

高田線	乗降場所一覧	
	運行区域内乗降場所	（高田地域） <u>１．流藻川団地、２．本野町公民館</u> 、３．JA やつしろみなみ支所、 ４．澤憲二事務所、５．八代市保健センター、 ６．セブンイレブン高下西町店 （麦島東地域） ７．麦島東町北、８．麦島東公園前、９．守田斎場駐車場前
	区域外乗降場所	１０．八代市役所前

※番号は上りの予約上の運行順、下りはその逆順